

鹿児島ユナイテッド FC サッカースクール規約

●第1条（名称および所在地）

本スクールは、鹿児島ユナイテッド FC サッカースクール(以下、当スクールという。)と称し、株式会社鹿児島スポーツプロジェクトが主催、監修、運営をし、本部事務所を鹿児島ユナイテッド FC スクール事務局（鹿児島市与次郎 1 丁目 10-21 西原商会ビル 5F）内に置く。

●第2条（目的）

当スクールは、専任コーチ制による一貫指導により、サッカーおよび運動競技全般の技術の向上および普及に努めると共に、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

●第3条（構成）

当スクールは、キッズ(年中・年長児)、小学生、中学生 (GKスクールのみ) の3種類のカテゴリーで構成する。

●第4条（入会資格及び手続き）

1.当スクールに入会できる者は、本規約に賛同した上で（入会希望者並びに保護者）、スポーツを行うに適した健康状態であり、当スクールが入会に適すると認めた者（以下、会員という。）とする。

2.同条第1項を満たし、入会を希望する者は次の手続きを初回スクール参加までに行うものとする。

（1）連絡・月謝引き落としアプリシステム「hacomono」の登録

●第5条（年会費、月謝等、スクールウェア）

1.会員は、別に定める年会費、スクールウェアを初回スクール参加までに納入するものとする。一旦納入した各費用は、不可抗力による場合を除いて、返金は認めない。

2.年度途中の入会であっても、年会費は同額を支払うこととする。

3.クラブ指定のスクールウェアを必ずご購入またスクール時は指定スクールウェアを着用の上、参加する。

●第6条（費用の支払い方法）

1.会員は別に定める月額会費については、前月に翌月分を支払うものとする。一旦支払った会費は、原則として返納しない。

2.月額会費の支払いはレンシュを登録し、以下のいずれかの方法とする。

（1）当スクールが運用する「クレジットカード支払い」により原則として翌月分を前月 10 日にクレジットカード会社に請求する。

（2）当スクールが運用する「口座振替」により原則として翌月分を前月の 27 日に引落す。

2.引落ができなかった場合は、会員から当スクール指定口座へ期限までに振込むことになる。その際の金融機関への振込手数料（消費税含む）は会員負担とします。誤って入金した場合

の返済にかかる手数料も同様とします。

●第7条（遵守事項）

会員は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとする。

●第8条（活動期間）

各年度4月～翌年3月の1年間で年間最低40回のスクール実施回数を保証する。（活動期間中に休校や閉校の措置をした場合はその限りではない）GKコースは月3回36回の実施回数を保証する。

本クラブの都合、天候不良、暑さ指数（W B G T）の上昇等のやむを得ない理由で中止となった際の振替練習については、必ずしも振替練習を実施するものではなく、年間最低実施回数を保証できるよう、スケジュール調整しながら振替練習を設ける。また振替練習実施日程に関しては、当スクールに一任するものとし別曜日や別会場での振替となる場合もある。各スクール会場の施設都合により、グラウンドが利用できないことからやむを得ず休校とする場合がある。

●第9条（届出事項の変更）

会員は、当スクールに届出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、スグラムから当スクールに届出るものとする。

●第10条（入会・継続）

入会日は受講開始日となる。月途中の入会も認められるが、月謝は入会月より発生する。

なお、次年度は原則として自動継続となるが、退会を希望される方は3月6日までに退会申請をする。

●第11条（退会）

1.会員が会員都合により退会する場合は、退会希望月の前月6日までにスグラムの退会手続き（おやすみ連絡の項目から）のご連絡を必須とする。

※例）4月1日付（3月末）退会ご希望の場合→3月6日までに退会手続きが必要。

2.退会希望月の前月6日までにお手続きがされていない退会希望者は、翌月の月謝を支払うものとする。

●第12条（休会）

1. 会員が会員都合により休会する場合は、休会希望月の前月6日までにスグラムの休会手続き（おやすみ連絡の項目から）のご連絡を必須とする。

※例）3月1日より休会ご希望の場合→2月6日までに休会手続きが必要となる。

2. 休会は、1ヶ月単位とし、最長連続3ヶ月までとする。

3. 休会をする場合は、原則として当スクールが認めた理由を除き、認めないものとする。

●第13条（継続）

会員が年度を越えて継続を希望する場合には、継続手続きは必要ない。（自動継続となる。）

●第14条（保険）

会員は入会手続き完了後、株式会社E D I O N クロスベンチャーズに加入となり、加入手

続は当スクールが行う。保険料負担は年会費に含まれる。傷害事故の場合における補償は加入する保険会社の約款の通りとする。

●第 15 条（負傷時の処置）

会員が練習時または試合時に負傷した場合、その後の治療、入院、通院等については各家庭で責任を持って行うものとし、当スクールは一切責任を負わないものとする。

●第 16 条（除名）

会員（親権者含む）が次の事項等に該当するとき、その他当スクールが会員として不適格と判断した者に対し、当スクール会員より除名することができるものとする。

- 1.本規約に違反したとき又は違反したと判断したとき
- 2.当スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき
- 3.当スクールの運営を故意に妨害したとき

●第 17 条（休講・閉鎖）

1.当スクールは、新型コロナウイルス感染症や疫病の流行、天災地変、社会情勢の変化、その他当クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとする。

2.5 名以上に満たないクラスは、閉鎖する場合もあります。閉鎖する場合、3 カ月前に告知する。

●第 18 条（肖像の使用）

本スクールの活動風景を撮影した写真及び映像を（株）鹿児島プロスポーツプロジェクト、及び（株）KMP のホームページ、SNS その他プロモーションに使用する場合があります。なお、使用に関して支障をきたす場合には、会員は事前にその旨を申し出るものとする。

●第 19 条（免責）

会員は、当スクールにおける盗難、傷害その他の事故について、当スクールに対し何ら損害賠償を求めず、当スクールは賠償しないものとする。

●第 20 条（付則）

当スクールは必要に応じ、隨時本規約を改正することができると共に、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとする。尚、本規約の変更について当スクールより変更内容通知後又は、新会員規約を送付後にスクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなす。

●第 21 条（施行）

本規約は、令和 6 年 12 月 1 日より施行するものとする。